

### 第343回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成25年5月9日（木）午後1時から午後2時まで
- 2 場 所 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室  
（倉吉市駄経寺町187-1）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、米村委員、生越委員、武良委員、米田委員、祇園委員、景山委員、遠藤委員  
鳥取県：松澤水産振興局長、細本境港水産事務所課長補佐、  
清家漁業調整係長、森田漁業調整係長  
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 1人
- 5 議事  
（1）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）  
（2）公聴会の開催計画について

#### 6 議事の経過及び結果

岸本事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、生越委員、米田委員が指名され、議事に入った。

#### 議事1 漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問）

〔諮問を受理した。〕

森田係長が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕 計画の説明が終わったところでございます。変更部分もありますし、何か質問があれば出してください。ありませんか。いいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 若干、前回までの部分とは変わった部分がありますけれども、それらも含めて御質問はありますか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 無いようでございますので、今の説明の漁業権免許の漁場計画案については、こういう形で諮問を受けますということです。はい。よろしいですね。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 ありがとうございます。じゃあ、そのような形で、進めさせていただきたいというふうに思います。

## 議事 2 公聴会の開催計画について

[公聴会の開催計画について協議し、事務局案どおり開催することとした。]

前田書記が資料 2 に基づき説明した。

[田口会長] はい。次、議案の 2 番目、公聴会の開催計画の説明が終わりました。質疑を受けます。ありませんか。特段、ありませんか。

[武良委員] 公述者の関係だけだね。今の漁業権を一応、利用いただくという立場の中でのことであれば、必ずこの公述者として出なければいけないですか。行かなくてもいい。出なくても。この漁場計画に基づいた立場の中で付与されるということが前提である場合等については、公述者を立てるということはしなくてもいいじゃないですか。必ずその意見を言って出てくる場っていうのを設けなければ、この漁業権は受けられないわけですか。

[前田書記] 今、武良委員さんからあったのは、5 ページにその公聴会第 3 項ですか。

[武良委員] 公聴会に出て行く立場の。

[前田書記] ええ、知事に対して意見を述べることができるっていうところで、そこでの質問ということですか。

[武良委員] 別に何も平常に、素直にいただける前段の立場の中においてでも、付与を受けて、結局、漁業権を行使してきたという立場の中において、改めてこんな新たにまたその 10 年間っていうようなものに対して、そのまた漁されるわけですから、別に意見を言うっていう、必ずそれがなければ困るんだとか、どうだとかっていうような形を言って、出なくてもいいじゃないかなと思う面もあるわけです。

[岸本事務局長] ええ、そのとおりです。そのとおりです。公聴会は、発言を希望する方だけが事前にです、こういう発言をしますよというふうなことを届け出をいただいて当日来ていただくということにして。

[武良委員] 10 年前にはね。いろいろその前にはいろいろ問題があって、私も調整委員の立場でも相当の、うちの米子、皆生の漁港区域の漁業権を巻き上げるというその騒動が、今の、ここが課長の時だったかな。な。

[松澤局長] 課長、そうですね。

[武良委員] な。あったわけ。

[松澤局長] 巻き上げるっちゃうのは、ちょっと適切でないけど。

[武良委員] それで、いい形の下話がええ具合に形ができて、それでとりあえず 300 メートルは残すいう形なんかになった時に、その前の時には、がらんがらん結局やってきた日々があるわけですよ。だけどそのときの前のときには、いろいろこう調整委員会の中の諮問の中に、うちの方のね、意見を取り入れてもらって、何とか漁業権が残せていただくという形になった経緯があるわけですよ。しかし、絶対、漁の立場がほんとにその 300 メートルの立場の中での漁業が本当にできるのかどうかということも見ながらということで、5 年間に短縮して結局その 300 メートルいただいてきたという、実態を把握するための期間でもあるというような形の中で、で、それが今回は、その時においてでも、その公聴会に

対して、その変更が取り替えるっていう、そのまた 10 年前の時に、私が一応この公聴会に出てきたということがあるわけですけども、その次の場合には、課長が今の部長のそのいろいろこう考慮いただいて、それで公聴会には出席せずに 1 回にこの素直にいただいた。で、今回もその実態的なものを調査の続きっちゃうものもあらあとということで 5 年間に短縮されて、こう 300 メートル区間っていうものを維持してきたというのがあるわけですけども。しかし、いよいよこの実態がなかなか沿わないような状況にもきて、ここもちゃんと見て、で、これはとても漁業は、あそこの区間では地びきができませんかというようなことや、そのずっとじっくりと網を見てもらった結果、今回はその 300 メートルは漁場計画も、実にあそこは峽間を置くということが前提でこう話があったもので、それで私ももう、あ、絶対もうそうだから、何もどことも、何もこうそれも言わなくて、素直にそれに従った形の中で、それより以西の関係の 2,000 メートルを残してもらって、またこういう形の中で素直に結局持っておるわけですが、その異議があるわけが、そもそもこんな漁業計画に対しての異議があるわけは、1 つも無いです。ですから要するに、素直にその 2,000 メートルとの関係と、それから一種の何ていうの 2,000 メートルの関係をいただくということは、もう明らかな形の中で、次年からこうやってこう移行していくという格好だから、別に何もその意見を別にしてやね、何かしてなければならんというようなことは 1 つも無いわけですので、この公述する意味は 1 つも無い。素直にいただける立場の中で、こっち側の考え方っていうのは持っておりますんで、そうすると改めて公述者を立ててだね、お願いをするだとか、どうこうっていうようなことはあっても、意味は無いかなと。

〔岸本事務局長〕 そのとおりで。

〔武良委員〕 ねえ。そうすれば米子の立場は、従来に沿った形の中で一緒にこのいただければ、素直に何も無い。で、ただ 300 メートルの区間は漁場計画も立てられなかったっていうことの中で、素直にそこはおいて、で、こっちの方の残っておる所で、漁業を成すって立場で、従っていきたい思っておるわけですから。だってどうでもそのもらうという立場の、立場においては、何でもかんでもいい、いいとしなければならないんだという、この義務的な何かがあるなら仕方がないけども。

〔岸本事務局長〕 それは無いですから。あの。

〔武良委員〕 わしら、あの。まあ私の場合は、本来であれば、こう、入れてない。漁場計画が立てられなかったっていうことで、結局、公述者として私は出た。で、ひっくり返したっていう、あのああるわけですけども。そういうものは、全然ない。ねえ。どうよ。

〔前田書記〕 すいません。説明が悪くて申し訳ございませんでした。意見を述べようとされる方がある場合はその書類を提出するっていうことであって、別に意見がなければ提出する必要はございませんので。

〔武良委員〕 いや、それ聞いとかんというただね。

〔前田書記〕 ええ、申し訳ございません、説明が。

〔武良委員〕 あの、またここが出なかったからな。したがって、漁業権を利用するのは本来はその手順が狂っておるからいけないんだなっていつてからに、言われたとき困るから一応、念押しした。ね。

〔前田書記〕 はい、すいません。説明が悪くて申し訳ございません。

〔武良委員〕 ならですね、この公聴会に出てきて何かその言うところの場っていうのは、し

なくてもいいということ。

〔前田書記〕　そうですね。今の。

〔武良委員〕　だからって、出なかったから、教えてって言わなかったから、やらないんだなって言って、な、言うことはないと思うがな、漁協からちょっと念を押しとかんというとな。この問題はね、ここと何十年間も、がんがをやって、ねえ、で、落ち着いた立場の中で本当にもうねえ、局長さんにもなられてやった立場の中で、そういうその、がらんがらんのやつがおさまってだね、いい具合にやってきておるふうな中での漁場計画は、あそこ、あれさえ。

〔米田委員〕　すいません、会長さん。要はあの、漁業組合はこの実際、意見がなかったら推薦しなくてもええっちゃうことですよ、要は。

〔田口会長〕　そういうことですよ。

〔米田委員〕　そうですね。はい。はい、分かりました。

〔武良委員〕　いやいや、わしが今、念押すのはね、そういう公述者も出さんようなものについては、ね、その手続き上の立場をかけるものがあるから、付与しないということになることはないかどうかということ。

〔岸本事務局長〕　無いです、それは、ええ。公聴会に出席しなかったから、漁業権が与えまじと、それはありえないです。

〔武良委員〕　はい。で、漁場計画は立てれなかった範囲のうち、そのあとは取り消すか、漁業権があった所についてね、300メートルの。あそこに漁場計画が立てられなかったということだから、ね、それに対して、ああじゃあこうじゃあって言うことは1つも無い。立てられなかったならそれで、やむを得ないだともあったわけで、長い間いろいろ吟味してね、見てきたということもありますから。要するにほんなら、今回の公述者は立てなくてもいいという。

〔岸本事務局長〕　はい、そうです。

〔武良委員〕　そうしますから。よろしく。

〔岸本事務局長〕　はい、分かりました。

〔松澤局長〕　あの、すいません。私の意見が聞きたいということのようですので、蛇足ながら付け加えますけど、10年前の漁場計画は、日野川から東向きは漁業権の区域から外すという諮問案を出したんですね、我々の方が。当時私は課長だったんですけど。それで、それに対して米子市漁協としては、とてもこの漁場計画は承服できないということで、公聴会に出席をされ、いろいろ言われたと。

〔武良委員〕　いやいや、そのいろいろ経緯があつてねえ。

〔松澤局長〕　で、いやいや、ちょっと待ってくださいよ。それでね、そのことを、どうしても当時の話をお聞きになりたいようだから、あえて説明してるんだけど、海区漁業調整委員会としては現地を調査をして実態を調べて、その上で公聴会を開催をして、出てこられた米子市漁協の側ですね、意見を聴いたうえで、諮問案を修正されたんです、要は。漁業権が必要だということだね。それで諮問案には、その米子の漁業権については、日野川から東側はなくていいという、そういう考え方で諮問したんだけど、それは適当でないということを経区漁業調整委員会が判断をされて、それで漁業権が免許されたという、大きく言うところいう話です。で、今回の場合は、漁場計画案に対して意見が無いというこ

とであれば、それはそれで、特段の問題は無いと、まあいうことです。

〔武良委員〕 難解立てるようなことは1つも無い、素直な立場の中で。あなた方が漁場計画を立てられなかったなら、うちは、あるやつだけでね、ええ具合にやっていくという考え方でおりますので。

〔松澤局長〕 うん、ただね、米子の側が出なかったからどうのこうのということではもちろんないわけで。これ絶対、認められんっていう人が出てきて、口述するケースはあるわけですね、理論的にはです、理論的には。だから、もしその賛成、反対という時があるときは、両方呼んでという、そういう手続き規定になってるんで、米子市が組合として漁場計画案に特段文句は無いよということは、それはそれで結構なんだけど。漁業調整委員会は、その漁協側の意見だけを聞くということでは無いですよ。だから広く公聴会を開いて、利害関係者の意見を聴いて、県の諮問案がいいかどうかということをお海区として判断されるとこういうことですから。ただ、意見照会をした段階で、特段の問題は無いでしょ。

〔岸本事務局長〕 そうです、そうです。

〔松澤局長〕 だから、まあ問題無いと思われま。

〔田口会長〕 いいですか。

〔武良委員〕 ええ、いいです。

〔田口会長〕 はい、はい。他にありませんか。

〔景山委員〕 はい。無いです。

〔田口会長〕 無いですか。無いようでしたら、このまま公聴会の計画案、これをこのもとに準備をして公聴会を開催するというのでいいですね。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 ありがとうございます。ではそのように取り計らわせていただきます。

## その他

〔田口会長〕 本日予定した議事はこの2件です。2案件とも皆さん方の承認を得たところでございますが、その他の案件でありますか。はい。

〔前田書記〕 先ほどの公聴会を開くという、開催を決議していただいたんですが、資料の2の2ページについてちょっと今後の流れについて説明が落ちてましたんで、そこを説明させていただきます。これが今後の漁業免許までのスケジュールということで、一番下、9月1日免許登録という目標に向かって今流れているということです。で、今5月9日、本日ですが、諮問を受けましたということになります。それから翌、明日から公聴会の開催の告示、それから縦覧、漁場計画を10日から20日まで縦覧をしますということです。それから公聴会、先ほど決議いただきました5月21日に開催させていただくということです。ここで、どういう意見が出てくるのかは分かりませんが、もしこのまま答申という運びになりましたら、5月21日にも答申いただけたらなというところでもあります。ただ、場合によってはその前回は、ここで問題があつて、さらに調査したということがありますので、必ずしもここで決着をするというものではありませんけれど、予定として順調にいけば21日に答申という流れになるかと思えます。それから告示、答申を受けます、21日に答申を受けるとということになりますと、31日付けで、県の漁場計画を決定

して公示をいたします。その公示を受けまして、今度は免許申請を6月1日から7月4日を受付していますから。

〔森田係長〕 すみません、ここは5日ですので、ごめんなさい。ここは5日です、はい、すみません。

〔前田書記〕 失礼しました。5日に申請を受け付けると。それから漁業権の行使規則についても併せて受付ということになります。で、海区漁業調整委員会は、今度は免許するにあたって、要件の今度は適格性であるとか、優先順位であるとかいう審査を諮問、県の方からしますんで、答申をいただくということになります。問題なければ9月1日という免許に向かって流れるということでもあります。こういったスケジュールです。

〔景山委員〕 それで、県の広報はやられています。他にはどこで、市町村に、広報。

〔前田書記〕 広報については、市町村にも公示をして漁場計画の縦覧。

〔景山委員〕 それなら、市町村に。他は無いな。

〔前田書記〕 他、組合にもですね、公聴会を開催するというもののペーパーと、それから漁場計画もあわせてお送りさせていただいております。そのように。

〔景山委員〕 一般の組合員には、見えるようにやってる、公表。

〔前田書記〕 ええ、そうですね。そういう形でお送りしたいと思っております。

〔景山委員〕 各支所にも。間に合うか。

〔前田書記〕 ええ。準備しております。

〔景山委員〕 準備を。そこが一番大事なもんだで。掲示板に貼っておかないと。いちいち組合員に話す必要も無いで、掲示板でええです。見ん者は見ん。見んもん、こんなん。

〔前田書記〕 ええ、今日決議いただきましたんで、本日発送させていただきますんで。

〔景山委員〕 そんで、この質問は、要点だけをこの質問、そのようにするというので、全文はいらんだで。作文。意見を述べよっていうのが、作文出いて、全部これですという。

〔田口会長〕 朗読は必要無いってことすな。

〔景山委員〕 前もって。

〔武良委員〕 文書は出さないけんって書いてあるで。

〔景山委員〕 要点だけでいい。

〔前田書記〕 全部じゃなくて、要点だけでいいです。

〔景山委員〕 これとこれとでいうことで、他はしませんよと。内容まではええです。

〔前田書記〕 具体の細かい内容は結構です。要点だけが、このことに対してこういう考えでありますということを記した書面をあらかじめ受付をしたいということです。

〔景山委員〕 そこをちゃんと言っちゃかないけんがな。全部。

〔田口会長〕 その他、また、もどるですか。

〔景山委員〕 前田くんが要点を大分、ぶん飛ばしよるけ。

〔武良委員〕 3日前に出さないけんって書いてあるだけ。うん。

〔景山委員〕 だけえ、もれなく組合員さんに分かるところに掲示してくださいというようなことで、いっといて。メモ、その見たもの、見たものです。メモだったら見る。お前が見んかったけいけんがなって言われるしな。そうやってまあ、関係するところな、管理組合とかは、それぐらいで発送しておいてください。保安部さんが言うわい。

〔田口会長〕 はい、事務局から、もうそれでいいと。その他。

〔前田書記〕　ということで、5月21日は公聴会を開かせていただくということと、委員会もあわせて開かせていただくということでお願いしたいと思っております。また案内をさせていただきます。

〔武良委員〕　その案内はまた、時間帯ってなものがこう記載された案内がありますか。

〔前田書記〕　はい。

〔景山委員〕　だいたい10時って書いてあるで。

〔武良委員〕　いや、公聴会は10時からでしょう。それが終わったあと。

〔前田書記〕　終わったあと、5分か10分、ちょっとお時間いただいて。

〔武良委員〕　調整、午前中やるということでしょう。だから調整委員会を開くということですね。そうすると、いや仮にだな、それが10時からなら、ね。とって何時ごろまで、午後に開かれるんだったらそれにあわせて来ればいいっていうこともあるからの話。

〔前田書記〕　午前中で全て終わる予定です。

〔武良委員〕　じゃあ、ほんなら、午後1時まで、ここへ来れば。

〔景山委員〕　うそで、うそで。10時に委員さんが来て、公聴会で来ないけんだ。

〔武良委員〕　その公聴会のときに、委員は全部、こっちでちゃんと傍聴しますか。

〔景山委員〕　来ないけん。

〔前田書記〕　公聴会は皆さん、意見を、意見を聴いて。

〔景山委員〕　それが終わったら3分ほど休憩して委員会を開く、ねえ。

〔前田書記〕　はい。

〔武良委員〕　委員も一応こっち、公聴会の時はこっちへ、出席しろと。

〔景山委員〕　何回やって、一緒のところあげんの。

〔田口会長〕　分かりましたでしょうか。

〔武良委員〕　会長さんが、だけえ、おられりゃ。なら10時には。

〔田口会長〕　10時に来てください。はい、はい。他には無いですか、事務局は、その他は。いいですか。委員の皆さん方の方から他は無いですか。

〔景山委員〕　はい、いいですよ。

〔田口会長〕　ありますか、無いですか。はい、ありません。じゃあ無いようですから、今日の委員会をこれで閉じます。ありがとうございました。

〔岸本事務局長〕　ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成25年5月9日